

總務第一八二號

案起昭和十五年六月三十日

決

定昭和十五年七月三十日

施

行昭和十五年七月三十日

内閣總理大臣官房總務課長

近畿府支分處

印

印

和二十五年七月三十日

案

山口県知事あて

内閣總理大臣官房總務課長

政府出先機関及その長の氏名照会(回答)

本月一日付人第五三五号をもつて申越の件につきは、当府内にあつて尼崎のとおりであります。

一八

名簿記

山口県國家地方警察本部

國家地方警察 山口県隊長
川董治

特房発第526号(680)

昭和25年7月15日

内閣官房長官 殿
(内閣官房総務課気付)

特別調達庁長官官房長

政府出先機関ニツイテ

参照：昭25.7.7付總理府乙第180号「政府出先機
関及ビ、ソノ長ノ氏名照会ノ件」

上記参照ニヨル照会ニツイテワ。当庁デハ山口県エ出
先機関(管轄区域ガ県単位以上ノモノ)ハ設置シテ
ナイ。

ナオ、当庁デ山口県ニ設置シテアル出先機関ハ下記ノ
通りデアルカラ参考マデニオ知ラセスル

記

名 称	位置	管 轄 区 域	所長氏名
吳特別調達局 山口監督官事務所	山口市	岩国府及ビ小月監督 官事務所ノ管轄区域ヲ 除イタ山口県	江上菊藏
" 岩国監督官事務所	岩国市	岩国市所在軍受領官所 轄ノ岩国地区	佐川專亮
" 防府監督官事務所	防府市	防府市所在軍受領官所 轄ノ防府地区	金子信男
" 小月監督官事務所	下関市	下関市小月所在軍受領官 所轄ノ小月地区	江上菊藏

裏面白紙

波文第五〇二三号（乙一〇〇一）

昭和二十五年七月十三日



内閣總理大臣官房總務課長 殿

電波監理總局官房文書課長

政府出先機関及びその長の氏名照会
について
対總理府乙第一八〇号（七月七日付）
右について当委員会には該当のものはありません。

總理行	乙 第一八二號
案起	昭和十五年七月元日
決定	昭和十五年七月六日
施行	昭和十五年七月七日

内閣総理大臣官房秘書課文書課長

内閣総理大臣官房秘書課長



昭和十五年七月七日

内閣総理大臣官房総務課長

電波監理局文書課長

特別調達局長官官房文書課長

(あて名通)

政府出先機關及その長より販賣税会の件

山口県知事から別紙のとおり申越がありまつたが、貴局へ之を送
示における名稱及び其の長の氏名を専方まで七月十五日までに御通
知願
ます。

裏面白紙

人第五回號

昭和二十五年七月一日

總理府

大臣官房總務課長殿

山口縣知事 田中龍太



294

政府出先機関及その長の氏名照會
事勢多端の折柄誠に恐縮でありますか中國民事部へ報告
資料として必要があるので貴省關係で山口縣を出先機関
(管轄区域が県単位のもののみ)を設置しておられるものが有れば本年七月一日現在の名稱及びその長の氏名を来る七月二十日迄に傳
回報下さるよう希望いたします